

市有財産売買契約書（自動車）

売出人宍粟市（以下「発注者」という。）と買受人（以下受注者という。）とは、次の条項により宍粟市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件及び売買代金）

- 1 発注者は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を受注者に売り渡し、受注者は、これを買受ける。

物件番号	物件名	数量	摘要
			別紙のとおり

（2）売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

- 2 受注者が売買物件について納入した入札保証金は、契約保証金として全額充当するものとする。
- （2）前項の契約保証金（以下単に「契約保証金」という。）は、本契約書第 10 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- （3）契約保証金には、利息を付さないものとする。
- （4）契約保証金は、受注者の責に帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、発注者に帰属する。

（代金の支払い）

- 3 受注者は、売買代金の金額を、発注者が指定した銀行口座への振込又は、発注者が指定する場所への現金持参により、発注者が指定する日までに支払わなければならない。
- （2）受注者が前項の売買代金の支払いに当たり、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を発注者に支払ったときは、売買代金の全額の支払いがあったものとする。

（所有権の移転）

- 4 売買物件の所有権は、受注者が売買代金を完納し、発注者が納付を確認した時点で、発注者から受注者に移転するものとする。
- （2）発注者は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、受注者の請求に基づき、発注者が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して受注者に渡すものとし、受注者は、当該書類の受領書を発注者に提出するものとする。
- （3）受注者は、遅滞なく移転登録手続を行い、発注者の指定する書類を発注者に提出しなければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。

（売買物件の引渡し）

- 5 発注者は、売買物件の所有権が移転した後、売買物件を発注者の指定する場所及び期日において現況有姿のまま受注者に引渡し、受注者は、売買物件の受領書を発注者に提出するものとする。
- （2）受注者は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、発注者の指示に従うとともに、これに係る保険加入、輸送手配等の手続については、受注者が行わなければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。

(危険負担等)

6 受注者は、所有権移転の時から引渡しの時までにおいて当該物件が発注者の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減額を請求することができないものとする。

(瑕疵担保責任)

7 受注者は、この契約締結後に売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(保証金の帰属)

8 発注者は、受注者が本契約書第3条に定める義務を履行しないときは、契約保証金を違約金として発注者に帰属させるものとする。

(契約解除)

9 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

10 受注者は、この契約に定める義務を履行しないため発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(契約の費用)

11 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(合意管轄)

12 この契約に関して発注者受注者間で訴訟等が生じた場合は、発注者の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

13 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者) 売出人

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

宍粟市長 田路 勝

受注者) 買受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙

車名	
年式	平成 年 月 日
車台番号	
型式	
乗車定員	人
総排気量	リットル
走行距離	キロメートル
備考	